

## ■越谷市景観計画及び景観法に基づく届出等の対象行為

行為を行う場所により、届出等の対象となる規模要件が異なります。

計画地が複数の地域や地区にまたがる場合は、より規模要件が厳しい地区の要件を適用します。

対象行為	一般地域	越谷レイクタウン特定地区、 旧日光街道沿道特定地区
建築物・工作物の 新築等※1	・高さ12mを超えるもの ・建築(築造)面積が 500㎡を超えるもの※2	・高さ10mを超えるもの ・建築(築造)面積が 300㎡を超えるもの※2
開発行為※3	・区域面積3,000㎡以上のもの	・区域面積500㎡以上のもの
土地の形質の変更※4	・区域面積500㎡以上のもの	・区域面積500㎡以上のもの
屋外における堆積	・区域面積500㎡以上のもの	・区域面積500㎡以上のもの

対象行為	元荒川沿川特定地区※5		
	元荒川橋～しらこぼと橋		その他
	河川区域の端から 20m以内の区域	河川区域の端から20m を超え40m以内の区域	河川区域の端から 40m以内の区域
建築物・工作物の 新築等※1	・高さ8mを超えるもの ・建築(築造)面積が 200㎡を超えるもの※2	・高さ10mを超えるもの ・建築(築造)面積が 300㎡を超えるもの※2	
開発行為※3	・区域面積500㎡以上のもの		
土地の形質の変更※4	・区域面積500㎡以上のもの		
屋外における堆積	・区域面積500㎡以上のもの		

※1 建築物・工作物の新築(新設)、増築(増設)、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更  
工作物は高さ15m以下の電線・ケーブル類を支持する電柱(電力柱、電信柱)を除く

※2 一団の土地又は隣接した土地において、同時期に計画や建築行為などを行う場合の建築面積の合計面積  
なお、既存の建築物と増築部分の合計の建築面積が届出対象規模を超え、各増築部分の面積が届出対象規模の過半を超えるものも届出対象となる

※3 都市計画法第4条第12項に規定するものをいう  
開発行為と建築物の新築等を続けて行う計画でいずれの行為も届出対象となる場合、届出は建築物の新築等のみの提出で可  
ただし、開発行為から建築物の新築等の期間が1年を超える場合には、それぞれの届出が必要

※4 農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう

※5 市境から中島橋までの河川区間の両端から40m以内の区域(宮内庁鴨場、久伊豆神社、越谷市役所一帯、葛西用水(一部)等を含む)